第七回海軍労働組合大会中会ニ於テ明カニスルコトニ決

定。

二、組合法ノ運動ニ對スル本會ノ態度決定ノ件

先ニ労働組合法案ニ付キテハ河野常務理事ハ聯盟ノ都議会宣言

労働組合法案ノ反對勢力ヲ説明シ論ヲ及ビ出席者ノ賛成ヲ

申入レタルモ未タ組合運動ニ對スル理解ナキ為慎重ニ決定ス

ル保留

3、亜細亜労働会議ノ件

4、アルベール・トーマ氏来朝歓迎ノ件

5、海員綱領確立ノ件

6、本規約改正ノ件（海員組合）

3、4、5、6各項ハ一括審議スルコトニシ中央委員会ニ

提出スルコトニ決定。

7、大会提出議案ノ件

改正大会ニ於テ決議サレタル日本ノ完全從属運動ニ至レ

提案セシ決定シ其ノ事業全大会出席聯盟代議員

ニ任ス。

8、第十四回国際労働会議代表顧問選出ノ件。

河野理事ハ國際労働会議代表顧問トシテ従来海員組合出

席者ト相互ニ協定選出シ來ル慣例アリ第十四回会議

ニハ本会ヨリ顧問ヲ選出シ其ノ擁立ヲ為スノ様会議選出ス

ル従来ノ如キ實業ニ河野ト為ス河野顧問ト代議員ハ

大和組合ノ河野理事ハ顧問タラムノ野心ヲ有シ以テ自

派ノ勢力ヲ森光代議員（海員総同盟）等ト策應シ居

對シ反對ヲ主張スル河野ハ未タ本会ヲ通シテ一応決

定セルヲ前ニ為シ居ル工作ヲ為ストノ議アリ之ニ依